

令和元年松前町条例第11号

災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

令和元年10月8日

松前町長 岡本 靖

災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例

災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和50年松前町条例第22号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p><u>目次</u></p> <p><u>第1章 総則（第1条・第2条）</u></p> <p><u>第2章 災害弔慰金（第3条―第8条）</u></p> <p><u>第3章 災害障害見舞金の支給（第9条―第11条）</u></p> <p><u>第4章 災害援護資金の貸付け（第12条―第16条）</u></p> <p><u>第5章 松前町災害弔慰金等支給審査委員会（第17条）</u></p> <p><u>第6章 雑則（第18条）</u></p> <p><u>附則</u></p> <p>（償還等）</p> <p>第15条 省略</p> <p>2 省略</p> <p><u>3 償還金の支払猶予、償還免除、報告等、一時償還及び違約金については、法第13条、第14条第1項及び第16条並びに令第8条及</u></p>	<p>（償還等）</p> <p>第15条 省略</p> <p>2 省略</p> <p><u>3 償還免除、一時償還、違約金及び償還金の支払猶予については、法第13条第1項及び令第8条から第11条までの規定によるも</u></p>

第5章 松前町災害弔慰金等支給審査委員会

第17条 災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給に関する事項を調査  
審議させるため、松前町災害弔慰金等支給審査委員会（以下「委  
員会」という。）を置く。

2 委員会は、委員5人以内をもつて組織する。

3 委員は、医師、弁護士その他町長が必要と認める者のうちか  
ら、町長が委嘱する。

4 委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第6章 雑則

第18条 省略

第17条 省略

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（松前町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

2 松前町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和43年松前町条例第15条）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後

改 正 前

別表（第2条、第3条関係）

機関名	職名	報酬額		旅費
		区分	金額 (円)	
1～62 省略				省略
<u>63 松前町災害弔慰金等支給審査委員会</u>	<u>委員</u>	<u>日額</u>	<u>7,400</u>	
<u>64 省略</u>				

別表（第2条、第3条関係）

機関名	職名	報酬額		旅費
		区分	金額 (円)	
1～62 省略				省略
<u>63 省略</u>				